

平成28年度から適用される市・県民税に係る税制改正

住宅ローン控除適用期限の延長

個人住民税における住宅ローン控除の拡充等の措置について、居住年の対象期間を平成31年6月30日まで1年6カ月延長されます。

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し

仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

平成28年10月1日以後に実施する年金特別徴収から、仮特別徴収税額を「前年度の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額」とすることとされました。

＜例＞年金特別徴収継続者

	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度2月分と同額			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$		
改正後	$(\text{前年度の年税額} \div 2) \div 3$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$		

※ 改正後、年税額が2年連続で同額の場合は、特別徴収税額が平準化されます。

転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行では、市外転出や税額変更があった場合、年金特別徴収は停止され、普通徴収に切り替わるが、一定の要件の下、平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から年金特別徴収を継続することとされました。市区町村長が年金保険者に対して、公的年金から特別徴収する税額を通知(例年7月初旬)した後に、年金特別徴収税額を変更する場合、12月分と2月分に限り、変更後の特別徴収税額で継続することとされました。

公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度の改正

平成23年分以後は、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要とされています。

平成27年分以後は、「源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける者」は、申告不要制度を適用できないこととされました。

寄附金控除（ふるさと寄附金）に係る改正

特例控除額の上限の拡充

平成27年1月1日以降の地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、住民税の調整控除後の所得割額の20%に相当する金額を限度とされました。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

申告（所得税及び住民税）をする必要がない給与所得者で、寄附先が5団体以下で、平成27年3月31日以前に寄附をしていなければ、申告をしなくても寄附金控除を受けられることとされました。

申告は不要となりますが、「寄附金税額控除等に係る申告特例申請書」の寄附先への提出は必要になります。

ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税からの控除(還付)は発生せず、翌年度の住民税の所得割額から、住民税の控除（基本控除額+特例控除額）と所得税の控除相当額（申告特例控除額）が税額控除されます。

	種類	控除	控除額の計算
①	所得税	寄附金控除 所得控除	寄附金額－2,000円＝A　Aが控除額 ※寄附金額は、総所得金額等の40%が上限 $A \times (\text{所得税の限界税率} \times 1.021) = \text{軽減額}$
②	住民税	基本控除	(寄附金額－2,000円) × 10%(市:6%・県:4%) ※寄附金額は、総所得金額等の30%が上限
③		特例控除	(寄附金額－2,000円) × {90%－(所得税の限界税率 × 1.021)} × 市:3/5・県:2/5 ※特例控除の上限は、調整控除後の所得割額の20%が上限

①+②+③が住民税で軽減される。

※申告特例控除額の控除割合:市:3/5、県:2/5

所得税の限界税率の改正

平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられました。

課税される所得金額	(限界)税率	控除額
1,950,000円以下	5%	0円
3,300,000円以下	10%	97,500円
6,950,000円以下	20%	427,500円
9,000,000円以下	23%	636,000円
18,000,000円以下	33%	1,536,000円
40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円